

橋本市上下水道事業管理告示第18号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、令和8年11月6日から令和8年11月20日までの土曜・日曜を除く期間、当市上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年10月29日

橋本市長 平木 哲朗

1. 供用（汚水の排水）を開始する年月日

令和8年12月1日

2. 供用（汚水の排水）を開始する区域及び排水施設の位置

橋本市
柏原、隅田町河瀬の各一部

3. 供用（汚水の排水）を開始する排水施設の分流式または合流式の別

分 流 式